

介護サービス費の利用者負担額を軽減する制度があります

「介護サービス利用者負担額軽減制度」(新発田市独自の軽減策)について

社会福祉法人が行う介護サービスを利用した場合に、介護サービス利用料1割負担分、食費及び居住費（滞在費及び宿泊費）の12.5%が軽減されます。利用者は、軽減後の利用者負担額をサービス提供事業所へ支払います。

対象者

◎次の要件をすべて満たす方が対象となります。

1. 本人を含め、世帯全員が市民税非課税であること
2. 前年中の収入が、単身世帯で100万円以下、2人世帯で200万円以下、3人目以降の世帯からは、一人増えるごとに200万円に50万円を加算した額以下であること
※ 非課税収入（遺族年金など）、仕送りも収入に含まれます
3. 申請時点の世帯員全員の預貯金等の合計額が、50万円以下の方
※ 預貯金には有価証券・債券等も含まれます
4. 日常生活のために必要な土地・建物以外に活用できる土地・建物を持っていないこと
5. 負担能力のある（市民税が課税されている）親族に扶養されていないこと
6. 介護保険料を滞納していないこと

※生活保護受給者は対象となりません

利用できるサービス

◎社会福祉法人が提供する以下のサービス（対象事業所一覧をご参照ください。）

1. 訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む）
2. 通所介護（介護予防、認知症対応型、介護予防認知症対応型を含む）
3. 短期入所生活介護（介護予防を含む）
4. 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
5. 介護福祉施設サービス（ユニット型個室に限る）
6. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型個室に限る）
7. 複合型サービス
8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

申請に必要な物

- 利用者負担額助成認定申請書
- 収入資産申告書
- 世帯全員の前年（1～7月に申請する場合は前々年）の1月1日～12月31日までと申請時点の収支が記帳されている預貯金通帳
その他、収入、預貯金等がわかるもの（源泉徴収票など。原本をご持参ください。）
- 印鑑
- 介護保険被保険者証

問い合わせ先

新発田市役所 高齢福祉課 介護保険係

TEL 0254-22-3030

(直通 0254-28-9201)